

# 令和元年度北海道消費生活審議会

## 第3回第3次北海道消費生活基本計画 策定検討部会

### 議事録

日時：令和元年（2019年）10月4日（金）14:00～15:20

場所：道立消費生活センター小会議室

令和元年度北海道消費生活審議会  
第3回第3次北海道消費生活基本計画策定検討部会

日 時：令和元年（2019年）10月4日（金） 14時00分～15時20分

場 所：道立消費生活センター小会議室

出席者：別紙「出席者名簿」のとおり

議 題：第3次北海道消費生活基本計画の策定について

議 事

（開 会）

嶋本主幹

- ただ今から、第3回第3次北海道消費生活基本計画策定検討部会を開会いたします。  
本部会の議事に関しましては、公開とさせていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

（審 議）

議題：第3次北海道消費生活基本計画の策定について

嶋本主幹

- それでは、ただ今より議事に入らせていただきます。  
鎌田部会長、よろしく申し上げます。

鎌田部会長

- それでは、議事に入らせていただきます。  
議事（1）「第3次北海道消費生活基本計画策定検討部会報告書について」事務局から説明をお願いします。

嶋本主幹

- 事務局の消費者安全課嶋本と申します。よろしく申し上げます。

【資料1～3に基づき説明】

鎌田部会長

- それでは、第3次北海道消費生活基本計画策定検討部会報告書（案）について、議論していきたいと思っております。  
まず、「1 計画策定の趣旨等について」、「2 策定に当たって考慮すべき事項」、「3 消費者施策の基本的な方針」の記載内容について、ご質問、ご意見等がありますか。

鈴木委員

○ 形式的な指摘になりますが、資料3「第3次北海道消費生活基本計画策定検討部会報告書(案)」1ページの最下行「② 消費者を取り巻く社会『状況』の変化」について、資料1「第3次北海道消費生活基本計画(素案検討案)」の10ページでは「2 消費者を取り巻く社会『環境』の変化」となっており、何れの文言を用いるのかということです。これが指摘の1点目です。

それから2点目ですが、資料3の2ページの「② 消費者を取り巻く社会状況の変化について」では、下位項目がア、イ、ウ、エと附番され、資料1の10ページでは(1)、(2)、…、(6)と附番されているところ、資料3の②では「イ 高度情報通信社会の発展、決済手段の多様化・高度化、消費者間取引の増加」と3つの事項がまとめられています。資料1では「(2) 高度情報通信社会化の進展」「(3) 民法改正による成年年齢の引き下げ」「(4) 決済手段の多様化・高度化」、そして「(5) 消費者間取引の増加」「(6) 社会や環境を意識した消費行動」と続いており、それぞれ区分して記載されていますので、項目の構成を修正した方がよいのではないかと思います。

それから、資料3の3ページ「施策横断的な考え方」について、資料1では、31ページに「1 様々な主体のつながりと連携による取組の強化」以下4項目までサブタイトルが表示されているので、資料3にも同様にサブタイトルを挿入した方がより理解しやすいのではないかと思います。すでに記載されている文章については修正の必要はないのではないかと思います。形式的な指摘ではありますが、以上の点をご検討いただければと思います。

鶴ヶ崎課長

○ どうもありがとうございました。ご指摘の内容で検討いたします。

曾野会長

○ 資料3の2ページの項目掲載順について、「人口減少・少子高齢化・在住外国人の増加」の後に「民法改正による成年年齢の引き下げ」という項目を挿入し、その後に「高度情報通信社会の発展、決済手段の多様化・高度化」という順序とした方がよいのではないかと思います。

鶴ヶ崎課長

○ わかりました。ありがとうございます。

鈴木委員

○ 具体的な内容について、資料3では「3 消費者施策の基本的な方針」において、基本的な方向性・施策横断的な考え方などが記載されており、前回に比べ大きく構成が変わり、大変解りやすく方向性が示されているのではないかと思います。

ただ、記載される順序によって、これから道がどのような施策に注力し

ていくのか、というメッセージのようなものになることもあるのではないかと思います。通常であれば、施策の記載順序としては、資料3の3ページの1から5の順序になろうかと思いますが、現在課題となっているのは、高齢者の消費者被害と民法改正による成年年齢引下に伴う若年者に対する消費者被害の防止、そして、IT革命以降における環境の変化に伴う消費者被害の防止なのではないかと思います。そのため、「4 消費者教育の推進」と「5 見守りネットワークの推進と消費者団体との連携」については、実際に施策を進めていくに当たって大変重要なことなのではないかと思っています。事後的なものも含めた消費者被害の救済、取引全体の公正や消費者の安全・安心の確保は勿論重要ですが、予防的な教育としての地域での見守りネットワークも重要ではないかと思っています。

そのため、施策2や施策3が重要ではないということではありませんが、メッセージ性を考慮し、記載の順序としては、施策4及び5を施策2及び3よりも先に記載するくらいでもよいのではないかと思います。個人的な意見であり、このように記載順序を変更することは困難を伴うかもしれません。

鶴ヶ崎課長

○ ありがとうございました。資料3の報告書案等に記載している施策の1から5までについては、記載の順序が優先順位を意味しているものではありません。施策の記載順序については、他の都府県でも、概ね北海道と同様の構成になっている都府県もあれば、東京都では施策1が最後に記載されているというように、都府県によって異なります。ただ、最近の消費者庁作成の報告書等では、先生からご指摘のあった順序で記載されています。施策1から5までの記載順序に特別の意味はなく、第二次計画における記載順序を継承しており、また、施策5は、今回、新たに追加した施策なので、一番下に記載されています。この施策の記載順序によって、施策の重要度の捉え方が変わってくるかどうかも含め、検討いたします。

鎌田部会長

○ それでは、次に「4 総合的、計画的に講ずべき施策の展開方向」の「(1)消費者被害の救済」について、ご質問、ご意見等がありますか。

鈴木委員

○ 文言の問題と思いますが、資料3の4ページのアの(ア)では、「『道立消費生活センター』による消費生活相談処理」、イの(ア)では「『道』における消費生活相談処理」、資料1の34ページでは「『道立消費生活センター』による消費生活相談処理」、35ページでは「『道』による消費生活相談処理の課題」となっており、それぞれ文言が異なりますので、文言・表現については、今後、全体的にブラッシュアップしていくこととは思いますが、「センター」と「道」という文言をどのように使い分

けるのか、ということを整理する必要はあるのではないかと思います。ただ、資料3の4ページのイの文言は、資料1の37ページの文言に対応しており、この部分については齟齬がない文言・構成となっていると思いますが、全体的に整理していただく際には、考慮が必要と思います。

鶴ヶ崎課長

○ わかりました。ありがとうございました。

曾野会長

○ 集団的消費者被害回復訴訟の費用の補助についての議論があったと思いますが、この議論については、今回策定する計画に反映されているのか、あるいは未だ検討が進められていないのか教えてください。

鶴ヶ崎課長

○ 現時点では、他都府県の状況等について情報収集を行っておりますが、まだ道内では特定適格消費者団体として認定される前の状況ということもありまして、この検討案には盛り込んでおりません。

曾野会長

○ 現時点では、特定適格消費者団体として認定されていませんが、将来の認定を見据えて制度的な手当てをしておく、という議論であったように記憶しています。私の勘違いかもしれませんが。

鶴ヶ崎課長

○ 具体的に計画に記載するという議論ではなかったように思いますが。

曾野会長

○ 計画に記載するという事ではなかったかもしれませんが、その方向性で、という議論だったのではないかと思いますので、それであれば記載した方がよいのではないかと思います。

鶴ヶ崎課長

○ 訴訟費用の貸付要綱に基づいた補助等を計画に記載すべきかどうかということについては、現時点では、その段階ではないのではないということから記載しておりません。要綱制定自体を断念したというわけではなく、現時点では計画に盛り込むことについては見合わせるということです。

島山委員

○ 以前の審議会において、近々、特定適格消費者団体として認定される可能性があるということで、もし認定された場合には、補助金等の財政的な支援を考えたいという議論があったと思いますが、現段階では、未だ特定適格消費者団体として認定されてはいませんので、計画にも記載しないということになるでしょうか。

曾野会長

○ 条例や規則改正を行わず、要綱であれば比較的すぐに改正することができるのではないかと考えていたのですが、必ずしもそうではないという

ことですね。

鶴ヶ崎課長

- 策定するのであれば新規に制定することになりますが、現在それを検討している段階ですので計画に記載することは見合わせております。

嶋本主幹

- 前回の条例改正の諮問に係る審議会の際に、同時に本件についての条例改正も必要ではないか、という議論はあったと思います。具体的には、特定適格消費者団体の行う訴訟に対する貸付等の財政的支援制度の創設について、条例又は規則の改正が必要ではないかという議論があったのですが、最終的には、条例ではなく要綱で定めているという東京都の事例があったため、それらを参考に制度創設を検討すべき、という答申をいただいております。

今回は、消費生活基本計画の策定ということで、条例の改正とは別の議論であり、道が今後進めていくべき消費生活に関する基本的な施策についての議論ですので、本件に関しては示していないということです。

現段階では、東京都以外で要綱等を定めて具体的な支援を実施している自治体はないかなど、情報収集を行っているところです。

仮に貸付要綱を策定するとしても、財政部門等との内部協議が必要であり、当課のみで決定できることではありませんので、計画に盛り込むことも含め、支援制度について公に示すことができる段階ではないということです。

畠山委員

- 検討等は進んでいるということでしょうか。

嶋本主幹

- 審議会からご意見としていただいておりますので、進めていかなければならないという認識です。ただ、予算上の議論も必要であり、慎重に進めていかなければならず、現時点で具体的にお示しできることではないということをご了解いただきたいと思います。

鎌田部会長

- それでは、次に「(2)公正な消費者取引の確保」について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

【意見等なし】

鎌田部会長

- それでは、次に「(3)消費者の安全・安心の確保」について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

【意見等なし】

- 鎌田部会長 ○ それでは、次に「(4)消費者教育の推進」について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。
- 曾野会長 ○ 資料1の68ページに記載されている「どさんこ愛食食べきり運動」についてご教示ください。
- 鶴ヶ崎課長 ○ 現在、各都道府県等において、食品ロス削減の取組を行っており、北海道では「どさんこ愛食食べきり運動」という名称で取組を進めています。具体的には、各家庭や宴会会場での食べ残しを減らしましょうということで、ポスターの掲示や直接飲食店等を訪問するなどして啓発するものです。特に年末年始の忘年会・新年会シーズン宴会などで食べ残しをしないよう周知・啓発を行うなど、広く取り組んでおります。
- 畠山委員 ○ 食品ロスの削減の推進に関する法律が本年10月1日付けで施行されたところでありますが、北海道庁内で食品ロスを所管する部署はどちらになるのでしょうか。廃棄物の担当部署になるのでしょうか。
- 鶴ヶ崎課長 ○ 関係する部局が複数に分かれておりまして、廃棄物を担当している循環型社会推進課という課でも担当していますし、食育を担当している食品政策課という課でも担当しています。私どもでは、消費者への啓発というところを担当しています。また、食品の流通ですとか外食産業については、経済部が担当となっており、学校給食であれば、教育庁が担当となっています。こういった形で、それぞれの部局で、それぞれが担当しているというのが、現状であります。
- 畠山委員 ○ なるほど、よくわかりました。そうすると、消費者安全課では消費者への啓発がメインということですね。
- 鶴ヶ崎課長 ○ そうということになります。
- 横島委員 ○ 資料3の8ページに消費者教育の担い手の育成とあるのですが、具体的には、どういった方が、消費者教育の担い手となるのですか。国家資格である消費生活相談員や市町村の職員のことを言っているのでしょうか。
- 鶴ヶ崎課長 ○ 消費者教育の担い手というのは、様々でありまして、例えば、学校教育の現場で言えば、実際に生徒に教育・指導をしていく学校の先生、あるいは、外部の講師を呼んで講演などをする際に、その講師が消費生活相談員である場合もあります。それから、もっと専門的な方であれば、弁護士や

司法書士の方などということになりますし、消費生活アドバイザーの資格を持っている方や金融教育を専門にされている方など、様々な方が担い手となります。消費者団体に所属されている方が講師となって、啓発をする場合もあります。

横島委員

○ 相談員の方々の配置人数が減少傾向にあるということですが、どういった方が相談員になっているのですか。一般の方ですか。

鶴ヶ崎課長

○ 国家資格を取られて消費生活相談員になる方もいらっしゃいますし、相談員になってから勉強されて国家資格を取る方もいらっしゃいます。減少傾向にあることについては、市町村によって事情が様々だと思えますが、例えば複数の相談員を抱えている市町村で、相談員の人数が減少したという事例が見受けられるところです。

横島委員

○ わかりました。ありがとうございます。

渡邊委員

○ 学校における消費者教育についてなのですが、資料1の60ページと61ページにまたがっていますが、授業実施の推進と取り組みへの支援というように言葉の使い方が分かれていますよね。学校教育だから支援をしていくという考え方なのかもしれませんが、計画の中では推進という言葉になっていますよね。学校教育については、支援していくという考えなのですか。

鶴ヶ崎課長

○ 学校における学習指導要領に基づく消費者教育であれば、私ども消費者行政を担当する課で直接実施するわけではないのですが、教育庁を含めた道としては、「推進していく」という記載としております。学校等に外部の講師を派遣するといったことについては、消費者安全課が所管していることでもありますので、学校における消費者教育への「支援」ということになります。

渡邊委員

○ そうすると、大学については、「推進」ということになるのですか。

鶴ヶ崎課長

○ 実際に実施する主体がどこで、誰が行うのかということで考えるのであれば、大学については、大学や大学生協等と連携することになりますが、当方から講師を派遣するなどを行っていることを考慮すれば「支援」というニュアンスに近いかと思います。

高校までの学校教育については、私ども消費者行政本課がその主体となるものではありませんが、広く行われるように後押しをするということも含めての「推進」と考えています。

鎌田部会長 ○ 他に、ご質問、ご意見等はありませんでしょうか。  
それでは、次に進めさせていただきます。次に「(5)見守りネットワークの推進と消費者団体との連携」の部分について、何かご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

鎌田部会長 ○ それでは、最後に「5 推進体制と推進管理等」の部分について、また、改めまして全体について、何かご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

【意見等なし】

鎌田部会長 ○ それでは、部会報告書については、本日いただいた意見をもとに事務局で修正の上、審議会に提出することによいでしょうか。また、修正については私に一任いただくことによいかどうかもお聞きします。

【異議等なし】

鎌田部会長 ○ それでは、予定の時間となりましたので、本日の部会はここまでといたします。事務局にお返しします。

(閉 会)

嶋本主幹 ○ 鎌田部会長ありがとうございました。  
以上をもちまして第3回第3次北海道消費生活基本計画策定検討部会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。